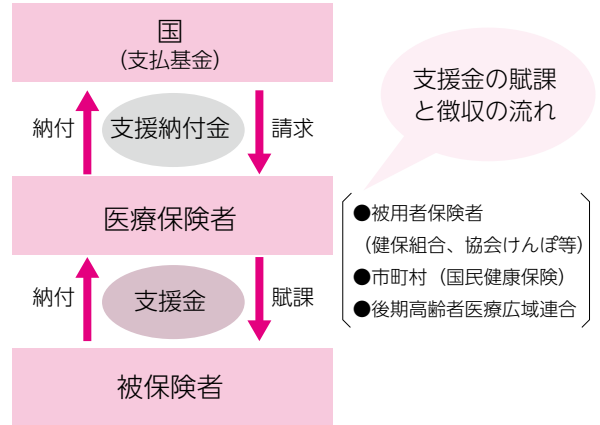




## 令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

すべての世代や企業のみなさまが、子育て世帯を支える新しい仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が令和8年度から創設されます。

子育て施策を拡充するため、新たに「子ども・子育て支援金」の賦課・徴収が令和8年度から開始され、みなさまが加入する医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療、社会保険など）の保険税・保険料とあわせてご負担いただくことになります。



## 塩竈市の令和8年度国民健康保険税

算定基準に「子ども・子育て支援金分」の税率を設定します。

|                                     | 医療給付費分  | 後期高齢者支援金分 | 介護納付金分  | 子ども・子育て支援金分 |
|-------------------------------------|---------|-----------|---------|-------------|
| <b>所得割</b><br>世帯の所得に応じて計算           | 7.00%   | 2.50%     | 2.20%   | 0.24%       |
| <b>平等割</b><br>1世帯にいくらかと計算           | 18,100円 | 6,400円    | 4,800円  | 700円        |
| 特定世帯                                | 9,050円  | 3,200円    | —       | 350円        |
| 特定継続世帯                              | 13,575円 | 4,800円    | —       | 525円        |
| <b>均等割</b><br>被保険者数に応じて計算           | 27,200円 | 9,700円    | 10,000円 | 1,100円      |
| <b>18歳以上均等割</b><br>18歳未満軽減相当額の按分加算分 | —       | —         | —       | 100円        |

### 18歳以上均等割とは？

子育て世帯を支援するという制度の趣旨から、18歳未満の均等割額は10割軽減されます。18歳未満対象の軽減相当分を、18歳以上被保険者に按分加算するものです。

## 令和8年度の徴収時期

子ども・子育て支援金分の保険税の徴収開始時期については、7月の本算定以降となります。

詳しくは、特集号次ページの「国民健康保険税(暫定賦課)納税通知書4月中旬に送付します」の記事をご覧ください。

## 拡充される給付

- 児童手当の拡充
- 育児時短就業給付
- 育児期間中の国民年金保険料免除
- 妊婦のための支援給付
- 出生後休業支援給付
- こども誰でも通園制度

各制度の詳細はこども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金 制度について」をご覧ください



こどもまんが  
こども家庭庁



# 国民健康保険税(暫定賦課)納税通知書を 4月中旬に送付します

所得の申告はお済みですか？

国民健康保険税の計算には、加入者全員と、世帯主の所得の申告が必要です。

申告がお済みでない方は、所得がない場合でも申告してください。



国民健康保険税を普通徴収(納付書や口座振替)で納付されている方には4月中旬に「国民健康保険税(暫定賦課)納税通知書」を、特別徴収(年金天引き)で納付されている方には4月上旬に「仮徴収税額通知書」を送付します。

なお、令和8年4月以降に加入した方には7月に本算定賦課の納税通知書を送付します。

子ども子育て支援金を加えて算定した税額は、7月の本算定時の納税通知書等により通知します。

源ねりかま

## ■国民健康保険税の納付方法と納付月■

仮徴収 令和8年2月(令和7年度)の税額と同額

本徴収 令和7年1~12月の所得を基に計算した税額から仮徴収税額を差し引いた額  
(子ども子育て支援金を加えた税率を用います。)

|      |    |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 特別徴収 | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期  | 8期  | 9期  | 10期 | 11期 | 12期 |
| 納付月  | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  |
| 普通徴収 | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期  | 8期  | 9期  | 10期 | 11期 | 12期 |

暫定賦課 令和7年度の税額を基に計算

本算定賦課 令和7年1~12月の所得を基に計算した税額から暫定賦課額を差し引いた額(子ども子育て支援金を加えた税率を用います。)

国が定める業務システムへの変更により納税通知書の様式が変更になります。記載内容で不明点があればお問い合わせください。

☎ 税務課諸税係 ☎ 355-5916



## 国民健康保険の届け出をお忘れなく！

☎ 保険年金課給付年金係 ☎ 355-6503

| こんなとき                    | 必要なもの  | マイナンバーカード、またはマイナンバーを確認できる書類と<br>本人確認書類 |
|--------------------------|--|--|
| 加入するとき                   |  |  |
| 転入したとき                   | なし   |  |
| ほかの健康保険をやめたとき            | ほかの健康保険をやめた証明書   |  |
| 子どもが生まれたとき               | 母子健康手帳、世帯主の通帳、出産した病院の明細等                               |  |
| 転出するとき                   | 資格情報のお知らせまたは資格確認書(※)                                   |  |
| やめるとき                    |  |  |
| ほかの健康保険に加入したとき           | 国民健康保険の資格情報のお知らせまたは資格確認書(※)、加入した健康保険の資格情報のお知らせまたは資格確認書 |  |
| 後期高齢者医療制度に加入する場合は手続き不要です |  |  |
| 亡くなったとき                  | 資格情報のお知らせまたは資格確認書(※)、会葬御礼のはがき、喪主名義の通帳                  |  |
| その他                      |  |  |
| 住所や氏名、世帯主が変わったとき         | 資格情報のお知らせまたは資格確認書(※)                                   |  |
| 修学のため、子が転出するとき           | 資格情報のお知らせまたは資格確認書(※)、在学証明書(原本)                         |  |

追加で書類が必要な場合があります。

(※)お持ちの方のみ

必ず14日以内に届け出てください。

なお、届け出が必要なできごとがあった日時点で対象者と同世帯でない方または同世帯の同居人が手続きする場合は、次の2点が必要です。

①委任状 ②手続きする方の本人確認書類

### 本人確認書類

#### ① 次のうち1点

- ・運転免許証 ・パスポート ・マイナンバーカード
- ・在留カード ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
- ・公的機関が発行した身分証明書(写真付き)

#### ② ①をお持ちでない方は次のうち2点

- ・年金手帳または証書 ・医療受給者証
- ・学生証 ・公的機関が発行した身分証明(写真なし)

### 加入の届出が遅れると

- ・国民健康保険税をさかのぼって納めていただきます。
- ・医療費がいったん全額自己負担になります。

### 脱退の届出が遅れると

- ・国民健康保険を使って受診した場合、国民健康保険負担分の医療費を返還していただきます。
- ・新たに加入した健康保険と国民健康保険の両方から保険税(保険料)の請求があります。

# 後期高齢者医療制度のしくみ

問 保険年金課医療係 ☎355-6519



## 後期高齢者医療制度とは

75歳以上の方(または一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方)が加入する医療制度で、75歳の誕生日を迎えると、それまで加入していた健康保険(国民健康保険や健康保険組合、共済組合など) から移行します。

一定の障がいとは・・・

- 身体障害者手帳1～3級、4級の一部
- 療育手帳の障害程度A
- 精神障害者保健福祉手帳の障害等級1、2級
- 障害年金受給者(年金証書1、2級)

## 後期高齢者医療制度に加入するとき

75歳の誕生日から自動的に加入します。手続きは不要です。

ただし、一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方が加入する際は、申請が必要です。

### ご注意ください!

会社の健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に加入した場合、その被扶養者だった方も会社の健康保険の資格を喪失します。新たに国民健康保険や別の健康保険に加入する手続きが必要です。

## 医療費の自己負担

医療機関などの窓口で支払う自己負担割合は1割、ただし一定以上の所得のある世帯の方は2割、現役並み所得世帯の方は3割です。

自己負担割合は、資格確認書の「一部負担金の割合」欄に記載されています。

自己負担割合の判定には、後期高齢者医療制度の加入にかかわらず、世帯全員の所得の申告が必要です。

## こんなときは届出が必要です

| こんなとき                                    | 必要なもの   | マイナンバーカード、またはマイナンバーを確認できる書類と本人確認書類 |
|--|---|------------------------------------|
| 住所が変わったとき                                | 資格確認書、特定疾病療養受領証(お持ちの方)                            |                                    |
| 転出するとき                                   |   |                                    |
| 転入したとき                                   | 前住所地での医療費負担区分証明書(県外から転入の場合)                       |                                    |
| 亡くなったとき                                  | 資格確認書、特定疾病療養受領証(お持ちの方)、会葬御礼のはがき、または葬儀の日程表、喪主名義の通帳 |                                    |
| 一定の障がいがある65歳から75歳未満の方が加入するとき(随時受け付けています) | 各種手帳(身体障害者、療育、精神障害者保健福祉)など障害程度が確認できる書類            |                                    |

# 高額介護合算療養費制度



医療保険と介護保険における自己負担額の合算が高額となった世帯の負担軽減を図る制度です。

世帯内で同じ医療保険に加入する方全員の令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、限度額を超えた場合に、その超えた額を支給します。

※障害者医療費助成の受給者で、高額介護合算療養費が支給される場合、すでに支給した助成金は返納いただきます。対象者には通知を送付いたします。

## 手続き

該当世帯には、4月中旬から順次「お知らせ」を送付します。同封の申請書を提出してください。

なお、令和6年8月～令和7年7月の間に住所変更された方や医療保険に変更があった方、死亡された方がいる世帯には、「お知らせ」を送付できない場合があります。該当すると思われる方は、お問い合わせください。

### 国民健康保険について

問 保険年金課給付年金係 ☎355-6503

### 後期高齢者医療保険、障害者医療費助成について

問 保険年金課医療係 ☎355-6519

### 介護保険について

問 問 高齢福祉課介護保険係 ☎364-1204

# 令和8年度市民健康診査の申込はお済ですか？

対象世帯へ『市民健康診査 調査兼申込書』をお送りし、令和8年3月23日(月)まで提出をお願いしておりました。まだ提出がお済でない方は、下記の手順よりお申込みください。

## 申込方法(web) 簡単4ステップ！

- ①二次元コードを読み取る
- ②『生年月日』など必要事項を入力
- ③希望する健(検)診を入力
- ④送信



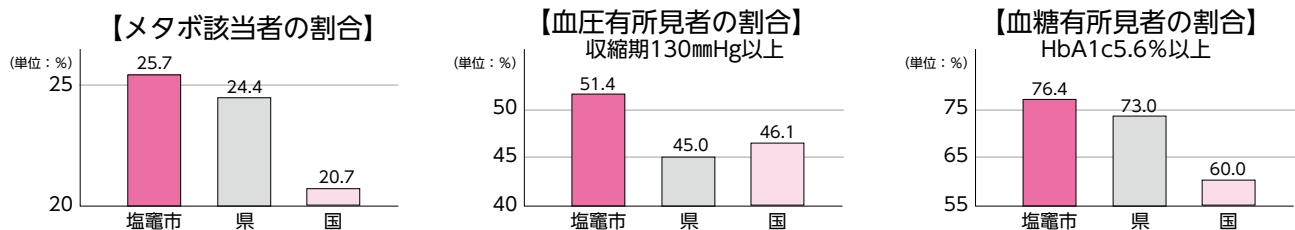
← webでのお申し込みはこちらから。



## 国保加入の35～39歳を対象とした若年者健診がはじまります。

令和6年度の国保特定健診結果より、『メタボリックシンドローム(※メタボ)』の該当者や『血圧』『血糖』の有所見者の割合が県や全国に比べて高く、40代で受診した3割の方は生活習慣病予防の為に改善が必要という結果が出ています。

若いうちから定期的に健診を受け、自分の健康状態を把握し、生活習慣病の予防、重症化予防に努めましょう。



## 内容 対象の方には、6月頃に受診票を送付いたします。(申込不要)

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 対象 | 国保加入の35～39歳の方(令和9年3月31日時点) |
| 費用 | 2,000円                     |
| 時期 | 6月・7月(詳細は受診票をご覧ください)       |
| 会場 | 特定健康診査会場同様(詳細は受診票をご覧ください)  |

健診項目は、問診・身体測定(身長・体重・腹囲)・血圧・診察・血液検査(血中脂質・肝機能・血糖・腎機能)・尿検査(尿蛋白・尿糖)などです。

※メタボとは、内臓脂肪の増加により高血圧や高血糖等が生じ、それが続くことで動脈硬化や心疾患、糖尿病などの発症リスクを高める状態



## 胃がん検診に内視鏡検査が追加になりました。

令和8年度より、胃がん検診はエックス線検査(バリウム)と内視鏡検査(胃カメラ)の2種類になります。内視鏡検査では、胃の中を直接観察することができ、小さな病変も見つけれられると言われています。対象の方は、どちらかを選んでください。

なお、内視鏡検査ご希望の対象の方で、申込がお済でない方は、上記申込方法(web)手順を参考にお申込ください。

## 内容 内視鏡検査とエックス線検査の両方を受診することはできません。

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 対象 | 50～69歳の偶数年齢の方(令和9年3月31日時点) |
| 費用 | 5,100円(塩竈市国民健康保険加入者は全額助成)  |
| 時期 | 7月～11月(ご自身で医療機関へ予約)        |
| 会場 | 指定医療機関                     |

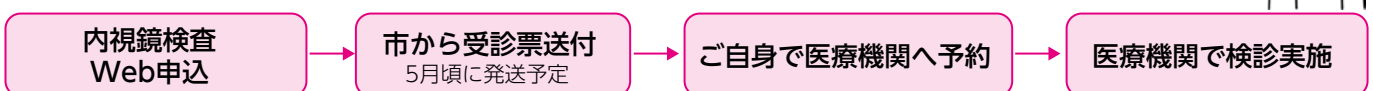
胃がんは、日本人のがんによる死亡数の男性では第3位、女性は第5位です。(2023年)

早期発見・早期治療のためには、がん検診は定期的に行うことが大切です。

また、「要精密検査」と判定されたら必ず医療機関を受診しましょう。



## 申込から当日までの流れ 内視鏡検査は、web 申込となります。



※予約状況により、希望の日時がお取りできない場合があります。

問 健康づくり課(塩竈市保健センター) ☎364-4786